

日本籍内航船等のレーダー・トランスポンダーの代替装置に関する事項

改正規則

安全設備規則

改正事項

日本籍内航船等のレーダー・トランスポンダーの代替装置に関する事項

改正理由

IMO 第 84 回海上安全委員会（MSC84）において、SOLAS 条約Ⅲ-6.2.2 に規定されるレーダー・トランスポンダーの代替装置として、AIS-Search and Rescue Transmitter (AIS-SART)が認められる旨の改正が行われ、決議 MSC.256(84)として採択された。本会は、既に本会規則への取入れを行っている。

また、2009 年 12 月 22 日付国海安第 93 号において、同要件を定める船舶救命設備規定の一部改正が公布され、国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶についても AIS-SART の搭載が認められることとなった。

今般、上記省令改正等に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

航路を制限される船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶に対するレーダー・トランスポンダーの搭載要件について、AIS-SART を代替装置として搭載できるよう改めた。